

大分県報

令和六年
第四八一号
二月二日

（金曜日）

目次

告示

- 指定予定保安林.....
- 道路区域の変更.....
- 道路の供用開始（二件）.....
- 土地改良区の役員の就退任.....
- 開発行為の完了.....

公告

○告示

大分県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年二月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字長目字長目一五三二番、字丸尾一六三三番一、一六三三番三、一六四二番、一六四五番から一六四七番まで、一六四九番から一六五七番まで、一六五九番一から一六五九番四まで、一六六七番から一六六九番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は択伐による。

令和六年二月二日

告示

字丸尾一六四六番・一六五〇番・一六五三番・一六五七番・一六五九番一から一六五九番三まで・一六六七番・一六六八番（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）
（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年二月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年二月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一二号	中津市三光田口字西荒田七三二番二から中津市本耶馬溪町跡田字口ノ坪二五〇番まで	前 後	メートル 一五三・九 一・二・九	メートル 五、二〇六・九
		後 前	メートル 一六八・九 一三・四	五、二〇六・九

大分県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

大分県報（告示）

令和六年二月二日

大分県報（告示・公告）

二

供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年二月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二二二号

中津市三光田口字荒田二二九九番三から
中津市本耶馬溪町跡田字口ノ坪二五〇番まで

令六・三・二四

大分県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年二月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二二三号

豊後高田市新地字姪ノ川一〇九七番一四から
豊後高田市新地字大新地一五五八番六まで

令六・二・二

県道地蔵峠小田原線

豊後高田市長岩屋字一ノ払一八四六番三から
豊後高田市長岩屋字一ノ払一八四五番四まで

令六・二・二

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、高島井堰土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年二月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（退任役員）

役名 氏名 住所

〃 吉良勝彦 佐伯市大字稲垣九八〇番地

〃 山田定男 〃 大字稲垣二〇二二番地

〃 米澤伴良 〃 大字稲垣一二七六番地二

〃 出納康男 〃 大字稲垣八二七番地

〃 米澤康博 〃 大字稲垣一〇三五番地

〃 福嶋雅幸 〃 大字稲垣二〇六〇番地

〃 繁里雄一 〃 大字池田六五一番地一

〃 伊東順一 〃 大字稲垣八九五番地四

〃 内田昇二 〃 大字池田一五八四番地

〃 内田英則 〃 大字池田一三一〇番地一

〃 野口恵 〃 大字池田一四九二番地

〃 飯田峯生 〃 大字稲垣一〇九二番地三

〃 野々下正比良 〃 城南町一二番二六号

（就任役員）

役名 氏名 住所

〃 吉良勝彦 佐伯市大字稲垣九八〇番地

〃 檜垣俊彦 〃 大字池田一三二五番地一 ラビアンローゼ三〇一

〃	米澤伴良	〃	大字稲垣一二七六番地二
〃	出納康男	〃	大字稲垣八二七番地
〃	米澤康博	〃	大字稲垣一〇三五番地
〃	福島雅幸	〃	大字稲垣二〇六〇番地
〃	伊東順一	〃	大字池田八九五番地四
〃	内田昇二	〃	大字池田一五八四番地
〃	山本澄夫	〃	城南町一二番二八号
監事	野々下 正比良	〃	城南町一二番二六号
〃	繁里雄一	〃	大字池田六五一番地一
〃	羽明謙二	〃	大字稲垣一五四三番地一〇

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年二月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

佐伯市字女島六七三番一、六七三三番、六七三四番、六七三六番、六七三七番、六七四四番、六七五一番及び六七五二番並びに一〇四六八番三の一部並びに六七三三番及び六七五一番の各地先里道

二 開発区域の面積

四千九百六十五・五三平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

福岡県朝倉市一木千百四十八番地の一
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 竜馬

四 完了検査年月日

令和六年一月十二日

令和六年二月二日

大分県報（公告）